	第三十条第二項第一号、第四十三条の二第二項第一号及び附則第十項第一号	年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）
	四の二　前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
（略）	（略）	（略）
	第三十条の二第一項	
	（略）	（略）
	ならない。	ならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（略）	（略）	（略）
第三十条の二第一項、第三十一条第一項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十四条第一項、第三十四条の二、第三十九条第一項、第四十三条の三第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の五、第四十三条の十一第一項、第四十四条の二第一項、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条、第四十九条の二、第五十条第一項、第五十五条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第六十四条から第六十四条の三まで、第	一　受給権者の生年月日	一　氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号

	（新設）	
	（新設）	
（略）	（略）	（略）
	第三十条の二第一項	
	（略）	（新設）
	（新設）	
（略）	（略）	（略）
第三十条の二第一項、第三十一条第一項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十四条第一項、第三十四条の二、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十三条の三第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の五、第四十三条の九第一項、第四十三条の十、第四十三条の十一第一項、第四十三条の十二第二項、第四十四条の二第一項、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条、第四十九条の二、第五十条第一項、第五	一　受給権者の生年月日	一　受給権者の生年月日 一の二　基礎年金番号